

東京都社会的養護自立支援協議会の概要

1 背 景

令和 6 年 4 月施行の改正児童福祉法により、措置解除者等の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことを都道府県の業務として位置付けられた。

このため、国は「社会的養護自立支援実態把握事業実施要綱」を定め、その中で都道府県に協議会を設置することとしている。

2 目 的

社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、社会的養護経験者等の実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携の強化を図ることを目的とする。

3 根 拠

- (1) 児童福祉法第 11 条第 2 項
- (2) 社会的養護自立支援拠点事業等の実施について<令和 6 年 3 月 30 日 こども家庭庁支援局長通知>
- (3) 東京都社会的養護自立支援協議会設置要綱 <令和 7 年 6 月 10 日 7 福祉子育第 1037 号>

4 設置時期

令和 7 年 6 月 10 日

5 委員構成（要綱第 3 条）

- (1) 学識経験者
- (2) 行政関係者の代表
- (3) 社会的養護関係者の代表
- (4) 社会的養護経験者の代表
- (5) 関係機関の職員

6 検討事項（要綱第 2 条）

- (1) 社会的養護自立支援実態把握調査に関すること。
- (2) 調査結果に基づく自立支援の体制の評価に関すること。
- (3) 支援ニーズに即した支援体制の構築に関すること。
- (4) その他社会的養護経験者等への自立支援の推進に関し必要な事項に関すること。

7 開催回数

年 4 回